

鳥取県農場認証普及推進事業費補助金交付要綱

平成29年3月28日付第201600182371号
平成30年3月29日付第201700302934号
一部改正 平成31年3月26日付第201900001836号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下、「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農場認証普及推進事業費補助金（以下、「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、食品製造段階で義務化されつつあるHACCP（危害分析・必須管理点方式）の考え方に基づいた工程管理を、畜産物の供給元である畜産農場においても普及定着させ、農場運営および飼養衛生管理技術を向上させることにより畜産物の安全・安心を確保し、もって消費者の信頼向上およびブランド力強化によって畜産振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、下表第1欄に定める農場認証制度による認証等（以下「農場認証」という。）を受けるために必要な経費について、県内に農場を持つ生産者等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、下表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。ただし、他の補助金が活用できる場合は他の補助金を優先的に充当した上で、補助対象経費に補助率を乗じた額から他の補助金を減じた額を本補助金の上限とする。

1 農場認証	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 農場HACCP※1 (2) JGAP※2	初回、中間（継続）及び更新審査に係る経費 (審査手数料、審査員旅費及び審査員ダウントイム補償等、審査・認証機関が受審者に請求する経費)	1／2以内

※1 農林水産省の定める「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」により審査されるもの。農場HACCP推進農場指定および農場HACCP認証農場認証を補助対象とする。

※2 一般財団法人日本GAP協会の定める「JGAP家畜・畜産物」により審査される

もの。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請等は、規則第17条第1項の報告と併せて補助事業を実施する年度の期間に行うこととする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請及び実績報告にあたり、仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で申請及び報告することができる。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を越える場合は、様式第3号により、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その越える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定及び額の確定をすることができる。

(書類の経由)

第6条 第4条及び第7条に係る書類は、公益社団法人鳥取県畜産推進機構を経由して鳥取県農林水産部畜産課へ提出するものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。